

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	884
国庫補助金	700
都道府県補助金	700
運用収入	478
その他収入	57
計	2,819
支出	
業務経費	
基金業務経費	4,293
うち人件費	144
一般管理費	129
うち人件費	58
計	4,422

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	473
長期借入金	3,500
業務収入	6,387
その他収入	57
計	10,418
支出	
業務経費	
承継業務経費	382
うち人件費	216
借入金等償還	8,700
支払利息	163
一般管理費	125
うち人件費	61
計	9,371

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度収支計画

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	62,008
経常費用	62,008
公害健康被害補償予防業務経費	46,492
石綿健康被害救済業務経費	4,702
基金業務経費	4,315
承継業務経費	5,152
一般管理費	1,145
減価償却費	53
財務費用	150
収益の部	62,546
経常収益	62,546
運営費交付金収益	1,689
国庫補助金収益	242
その他の政府交付金収益	9,254
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,090
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,060
業務収入	42,029
運用収入	1,339
その他の収益	68
財務収益	775
純利益	538
前中期目標期間繰越積立金取崩額	107
総利益	645

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	46,756
経常費用	46,756
公害健康被害補償予防業務経費	46,492
補償業務費	45,466
予防業務費	1,025
一般管理費	245
減価償却費	20
収益の部	46,649
経常収益	46,649
運営費交付金収益	332
国庫補助金収益	242
その他の政府交付金収益	8,347
業務収入	36,874
資産見返負債戻入	9
運用収入	839
財務収益	6
純利益(△純損失)	△ 107
前中期目標期間繰越積立金取崩額	107
総利益(△総損失)	△ 0

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,023
経常費用	5,023
石綿健康被害救済業務経費	4,702
一般管理費	295
減価償却費	26
収益の部	5,023
経常収益	5,023
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,090
その他の政府交付金収益	907
資産見返負債戻入	26
純利益	-
総利益	-

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,448
経常費用	4,448
基金業務経費	4,315
地球環境基金業務費	925
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	3,083
維持管理積立金業務費	306
一般管理費	129
減価償却費	4
収益の部	4,448
経常収益	4,448
運営費交付金収益	884
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,060
地球環境基金運用収益	210
維持管理積立金運用収益	289
資産見返負債戻入	4
純利益	-
総利益	-

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,781
経常費用	5,781
承継業務経費	5,152
一般管理費	476
減価償却費	3
財務費用	150
収益の部	6,426
経常収益	6,426
運営費交付金収益	473
事業資産譲渡元金収入	5,155
資産見返負債戻入	3
財務収益	769
雑益	25
純利益	645
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	645

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度資金計画

(総 計)

(単位:百万円)	
区 分	金 額
資金支出	356,687
業務活動による支出	59,188
投資活動による支出	270,869
財務活動による支出	8,703
翌年度への繰越金	17,927
資金収入	356,687
業務活動による収入	70,416
運営費交付金収入	1,689
国庫補助金収入	942
その他の政府交付金収入	12,309
都道府県補助金収入	700
業務収入	43,232
運用収入	1,365
その他の収入	10,179
投資活動による収入	271,464
財務活動による収入	3,510
前年度よりの繰越金	11,296

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)	
区 分	金 額
資金支出	90,770
業務活動による支出	46,971
投資活動による支出	36,600
財務活動による支出	2
翌年度への繰越金	7,196
資金収入	90,770
業務活動による収入	45,570
運営費交付金収入	332
国庫補助金収入	242
その他の政府交付金収入	8,347
業務収入	35,810
運用収入	840
投資活動による収入	36,600
前年度よりの繰越金	8,600

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)	
区 分	金 額
資金支出	75,325
業務活動による支出	5,149
投資活動による支出	69,200
翌年度への繰越金	975
資金収入	75,325
業務活動による収入	5,069
その他の政府交付金収入	3,962
地方公共団体等拠出金収入	1,035
その他の収入	72
投資活動による収入	69,200
前年度よりの繰越金	1,055

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	179,970
業務活動による支出	5,336
投資活動による支出	165,033
翌年度への繰越金	9,601
資金収入	179,970
業務活動による収入	12,891
運営費交付金収入	884
国庫補助金収入	700
都道府県補助金収入	700
運用収入	525
その他の収入	10,082
投資活動による収入	165,633
財務活動による収入	10
前年度よりの繰越金	1,436

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	10,622
業務活動による支出	1,731
投資活動による支出	36
財務活動による支出	8,701
翌年度への繰越金	154
資金収入	10,622
業務活動による収入	6,886
運営費交付金収入	473
業務収入	6,387
その他の収入	25
投資活動による収入	32
財務活動による収入	3,500
前年度よりの繰越金	204

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅲ－2		承継業務に係る債権・債務の適切な処理							
当該項目の重要度、難易度					関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビューシート 事業番号 0320			

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	正常債権以外の債権残高（計画値）	最終年度に 100 億円以下	約 220 億円	196 億円 (対前年度 ▲24 億円)	172 億円 (対前年度 ▲24 億円)	148 億円 (対前年度 ▲24 億円)	124 億円 (対前年度 ▲24 億円)	100 億円以下 (対前年度 ▲24 億円)	正常債権以外の債務残高を毎年度 24 億円ずつ減らす
	正常債権以外の債権残高（実績値）			167 億円 (対前年度 ▲53 億円)					
	達成度 (実績値／計画値)			221%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、債務者の経営状況を見極めつつ、回収と迅速な償却に取り組むことによって、本中期目標期間中にこれらの正常債権以外の債権を 100 億円以下にすることを目標とする。なお、経済情勢の変化に伴い正常債権以外の債権の新たな発生も	(1) 承継業務においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の回収を進め、同事業の財源となった財政融資資金の返済を確実に行っていく必要がある。平成 26 年度期首において約 220 億円と見込まれる破産更生債権	破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という）を本中期計画期間中に 100 億円以下に圧縮するために、 ① 約定弁済先の管理強化 ② 返済懲憑 ③ 厳正な法的処理 ④ 迅速な償却処理	<主な定量的指標> 正常債権以外の債権残高が 100 億円以下 <その他の指標> <評価の視点> 正常債権以外の債権残高の圧縮状況	<主要な業務実績> 正常債権以外の債権残高 167 億円	<評定と根拠> 評定：A 中期計画期間中に正常債権以外の債権（中期計画期初残高 218 億円）を 100 億円以下に圧縮するという数値目標達成のため、①約定弁済先の管理強化、②返済懲憑、③厳正な法的処理及び④迅速な償却処理に積極的に取り組んだ。 結果、平成 26 年度は、約定弁済 19 億円に加え、他金融機関借換等に伴う繰上弁済による回収 14 億円および償却によ	評定	A	<評定に至った理由> 正常債権以外の債権を 4 つの取組①約定弁済先の管理強化、②返済懲憑、③厳正な法的処理、④迅速な償却処理及び、返済困難な債権については、サービサーを積極的に活用し、回収強化を図っている。 また、財政融資資金の借入金の返済のための資金調達に当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行い、調達コストの抑制を図っている。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるとして A としたものの。 <今後の課題> 今後とも引き続き、債権の回収強化及び調達コストの抑制を図っていただきたい。 <その他事項> 特になし。

	予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示するものとする。 また、本中期目標期間内に完済の見込めない債権は、サービサーを積極的に活用するなど効率的に債権回収を行い、回収率の向上及び回収額の増大に取り組むこと。 なお、本債権管理回収の業務を行っている組織体制については、その業務実施状況等を踏まえつつその縮減を検討し、本中期目標期間中に所要の結論を得ること。	及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という。）の残高を第三期中期目標期間中に 100 億円以下に圧縮することを目指す。 なお、経済情勢の変化に伴い、正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することとする。 上記目標を達成するために以下の①～④を実施する。 ① 約定弁済先の管理強化 正常債権に係る債務者を含む債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等債務者企業の経営状況の把握に努める	に積極的に取り組む。 特に、昨今の経済情勢の変化に鑑み、①の約定弁済先の管理強化にあたっては、これまで約定どおりの弁済を行ってきた債務者についても、その経営状況に目を配り、決算書を徴取後速やかに分析するなどし、延滞発生の未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る。 また、②の返済態勢にあたっては、延滞となっている債権であっても、返済確実性があると認められる債務者については、債務者との交渉を通じて、完済に向けた弁済方法について、改めて期限の利益を再付与し、約定化することにより、延滞の早期解消を図る。			る減少 17 億円により 51 億円を圧縮し、残高は 167 億円となった。中期計画の 1 ヶ年当たりの平均圧縮額 24 億円に対し、達成率 213 %となった。 また、サービサーを積極的に活用し、効率的な回収を図るなど、その他の計画についても適切に実施した。 ＜課題と対応＞ 今後の経済情勢の変化等に伴って新たな正常債権以外の債権の発生等も想定されることから、個別債権の管理を厳格に行い、新たな正常債権以外の債権の発生の防止及び回収額の増額に努めていくこととする。	
--	--	---	---	--	--	---	--

		とともに、約定 弁済先が万一、 経営困難に陥る など、弁済が滞 る恐れが生じた 場合や滞った場 合には迅速かつ 適切な措置を講 ずる。 ② 返済懸念 延滞債権は的確 に返済確実性を 見極め、償却処 理、法的処理を 実施するほか、 民事再生法、特 定調停等による 回収計画の策定 等、透明性を確 保しつつ弁済方 法の約定化に努 める。 ③ 法的処理 債権の保全と確 実な回収を図る ため、訴訟、競 売等法的処理が 適当と判断され るものについて は厳正な法的処 理を進める。 ④ 償却処理 形式破綻、ある いは実質破綻先 で担保処分に移 行することを決 定したもの等、 償却適状となっ た債権は迅速に 償却処理する。	さらに、平成 26 年度期首と期末 の債権を比較 し、正常債権以 外の債権の債権 区分ごとに、回 収額、償却額、 債権の区分移動 の状況を明示す ることにより、 機構の正常債権 以外の債権への 取組状況及び正 常債権から正常 債権以外の債権 への期中の変動 状況を明らかに する。 返済確実性の見 込めない債権 は、サービサー を積極的に活用 し、回収強化を 図る。 また、財政融資 資金の借入金の 返済、機構債券 の償還を着実に 実施し、本中期 目標期間中に完 済することとす る。 なお、借入金等 の返済のための 資金調達に当た っては、市中の 金利情勢等を考 慮し、極力有利 な条件での借入 れを行い、調達 コストの抑制を 図る。				
--	--	---	--	--	--	--	--

		（２）サービサーの活用と借入金等の完済 返済確実性の見込めない債権は、サービサーを積極的に活用し、回収強化を図る。 また、財政融資資金の借入金の返済、機構債券の償還を着実に実施し、第三期中期目標期間中に完済することとする。 なお、借入金等の返済のための資金調達に当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行い、調達コストの抑制を図る。					
--	--	---	--	--	--	--	--

４．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅲ－3		短期借入金の限度額							
当該項目の重要度、難易度					関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビューシート 事業番号 0320			

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	短期借入金の限度額	100 億円	186 億円	55 億円					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
		年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度 10,000 百万円とする。	平成 26 年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、10,000 百万円とする。	＜主な定量的指標＞ 短期借入金の限度額は 100 億円 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 短期借入金の抑制状況	＜主要な業務実績＞ 借入金残高の最高額は 55 億円	＜評価と根拠＞ 評価：B 資金の計画的、機動的な管理に努めた結果、借入金残高の最高額は 55 億円であり、限度額の 100 億円を大きく下回ったことに加え、財投借入金等の償還を円滑・確実に実施することができた。 ＜課題と対応＞ 資金の計画的、機動的な管理に努め、借入れを行っていくこととする。	評価	B	＜評価に至った理由＞ 資金の計画的、機動的な管理に努めた結果、借入金残高は 55 億円となり、限度額である 100 億円を大きく下回った。 ＜今後の課題＞ 今後とも引き続き、資金の計画的、機動的な管理に努められたい。 ＜その他事項＞ 特になし

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
IV－1	職員の人事に関する計画								
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビューシート	事業番号 0320			

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	政府機関等主催の外部研修の活用（講座数）	－	20 講座 (H25 年度実績)	24 講座					
	政府機関等主催の外部研修の活用（参加者数）	－	25 名 (H25 年度実績)	37 名					
	階層別研修の実施・参加（講座数）	－	4 講座 (H25 年度実績)	8 講座					
	階層別研修の実施・参加（参加者数）	－	36 名 (平成 25 年度実績)	76 名					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。また、人事評価制度の実施にあたっては、適正な評価制度の運用を行うとともに、それに	(1) 第三期中期目標期間中に、債権管理回収業務の組織体制について、業務の状況等を踏まえ、その縮減等を検討し結論を得る。		<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点> 年度計画の各項目に対して十分な取組が検討、実施されているか。	<主要な業務実績> ●承継業務に係る業務実施体制の検討 承継業務に関し、債権残高の動向等を踏まえ、業務集約化に向けた課題等の整理検討を開始した。(「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置－1」から再掲)	<評定と根拠> 評定：A ●業務実施体制の見直しの検討 承継業務に係る債権回収業務の課題等の整理・検討を開始した。(「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置－1」から再掲)	評定	A	<評定に至った理由> 計画通り、承継業務に関し、債権残高の動向等を踏まえ、業務集約化に向けた課題等の整理検討を開始している。 特に職員研修について、中長期的な人材育成といった視点に立ち、機構独自の創意・工夫による新たな研修の体系「ERCA 研修計画」を策定し、組織全体及び各部門における一層効果的・効率的な人材育成を図るにふさわしい新たな制度を速やかに構築したことは、大いに評価できる。 さらに、同計画の柱である、①業務専門性研修、②階層別研修において、①については、政府機関等主催の研修に積極的に参加し、②については、マネジメントスキル等の向上を目的とした内部研修及び外部研修を計画的かつ積極的に実施することで、いずれも、該当するテーマの研修において、前年度と比較して参加講座数、人数

	応じた給与体系の見直しを適宜行うこと。	(2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るため、各階層、特に管理職層のマネジメント力向上に向けた各種研修を実施する。	(1) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るため、職員研修計画に基づく各種研修を実施する。		(1) 各種研修の実施 ●研修計画の策定等 ・ 平成 26 年 7 月に「ERCA 研修計画」を役員懇談会での議論を踏まえ策定し、機構全体として行う「階層別研修」と部門ごとに行う「業務専門性研修」を 2 本の柱とする研修体系を定めた。 ・ 同研修計画においては、マネジメント、コミュニケーション、ビジネススキル等の基礎的スキルの向上を目的とした「階層別研修」等について、総務部を中心に企画・実施することとした。 ・ また、各部門の業務に必要な専門的知識の習得については、部門ごとに「業務専門性研修」を企画・実施し、向上を図ることとした。 ・ これらの研修の計画・実施については、組織横断的に情報共有を図り、組織全体として、あるいはそれぞれの部門において、より一層効果的・効率的な人材育成を行うことを企図している。	(1) 職員研修計画に基づく研修の実施等 ① 研修計画の策定等 ・ 機構職員のキャリアパスを踏まえ機構全体として行う研修の体系として、階層別研修及び業務専門性研修を主要な柱とする「ERCA 研修計画」を新たに策定した。 ・ 従来 OJT を中心とした職員相互の教育が中心であったが、機構が所掌する各事業が成り立つ時代（例えば、公害の発生から補償・予防に至るまで）の中核を担ってきた世代が定年退職を迎える時期にあり、そのノウハウを確実にかつ計画的に継承する必要性等から、改めて研修体系の整備が必要であったもの。 ・ 本件研修体系の整備により、組織全体及び各部門における一層効果的・効率的な人材育成を企図しており、職員及び組織の更なる成長が期待される。	とも大幅に増えていることは所期の目標を上回る成果を上げていると認められ、大いに評価できる。 ＜今後の課題＞ 引き続き、業務効率化に向けた検討を進めること。 また、新たな「ERCA 研修計画」に基づいて、職員の更なる士気向上及び知識技術向上のために充実した研修を着実に実施していくとともに、人事評価制度を適正に運用し、士気の高い組織運営に努めること。
--	---------------------	---	---	--	---	--	---

				・ 同計画に基づき、各部門において平成 26 年度業務専門性研修の内容を検討・実施するとともに、平成 27 年度の実施内容及び予定を策定した (H27.1)。 ●自主的研修 職員の士気向上、知識技術向上のための資格取得支援策について、従来の「簿記」(1 名)に加えて、メンタルヘルスケア体制の充実のため「メンタルヘルス・マネジメント検定」(2 名)の資格取得支援を決定した。(H26.6) 平成 27 年 3 月末までに、1 名が「メンタルヘルス・マネジメント検定 I 種(マスターコース)」、1 名が簿記 3 級に合格した。 ●外部研修への派遣 様々な業種・団体からの受講者との意見交換・情報交換を通じた職員の更なる成長を企図して、平成 26 年度新たに新任昇任者研修を計画し、新任部長(1 名)及び新任課長等(4 名)を外部公開講座に派遣した。(H26.11~12) また、平成 26 年度よ	② 各種研修の実施 ・ メンタルヘルスケアや労務管理の必要性の高まりを踏まえた資格取得促進策を通じ、メンタルヘルス・マネジメントに係る人材育成に着手することができた。 ・ 新たに、人事院公務員研修所が開催する行政研修(課長級、課長補佐級)への職員の派遣を計画・実施した。	
--	--	--	--	---	---	--

					り新たに、国家公務員本府省課長級又は課長補佐級の職員を対象として人事院公務員研修所が開催する行政研修に、課長職 1 名、課長代理職 1 名を派遣した。(H26.11、H27.1) ●メンタルヘルス研修等の充実 労働安全衛生法の一部改正やメンタル不調の予防等のために、①課長代理職以上を対象とする「ラインケア研修」、②係長～係員級を対象とする「セルフケア研修(産業医講演会)」を実施した。(H27.2) (イ)多様な人材が働きやすい職場づくりのための研修の実施 障がい者の採用に当たり、支援センターの担当者等を講師として、業務上の配慮事項等に関する研修を実施した。(H26.7、H26.11) また、平成 26 年度より、組織全体として障がい者雇用に対する理解や受入体制整備を一層促進することとし、各部門での担当業務洗い出し作業のほか、公共職業安定所の雇用指導官等を講	・労働安全衛生法の改正や障害者雇用の必要性等に鑑み、ラインケアやストレスチェックに関する研修、障害者雇用に関する研修等を新たに企画・実施した。	
--	--	--	--	--	---	--	--

					師として、より円滑な職場での受け入れ・定着を図るための研修を実施した。(H27.3) ●人事交流 ・ 職員の環境行政に関する専門的知識の習得を図るため、環境省等に職員を 5 名出向又は実務研修生として派遣している(環境省総合環境政策局、環境保健部、地球環境局等)。 ・ 平成 20 年度から 26 年度までの間に、環境省等への出向又は実務研修を経験した職員は 14 名に上り、環境施策の立案等に携わった経験を、機構における業務遂行に活かしているところである。 (2) 人事評価制度の適正な運用等 ・ 人事評価制度に基づく平成 25 年度の評価結果を、平成 26 年度の昇給及び平成 26 年度 6 月期賞与へ適切に反映することができた。	・ 平成 26 年度においては、52 講座、延べ 593 名に対する研修を実施した。 ③ 人事交流 ・ 環境省等への職員出向等により、環境行政の実務を通して、職員の知識・技術を向上することができている。 (2) 人事評価制度の適正な運用等 ・ 人事評価制度に基づく平成 25 年度の評価結果を、平成 26 年度の昇給及び平成 26 年度 6 月期賞与へ適切に反映することができた。 ・ 人事評価制度について	
		(3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。	(2) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。				

		（４）人員に関する指標 管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るとともに、承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の検討を行い、結論を得る。 （参考） 期初の常勤職員数 140 人 期末の常勤職員数の見込み 140 人	（３）人員に関する指標 （参考） 期初の常勤職員数 140 人	・ 人事評価制度について、より職員の士気向上・人材育成を図るものとなるよう運用等を改善するために、外部業者によるコンサルティングを実施した。その結果を踏まえ、人事評価結果のフィードバック方法を早速改善するなど、一部改善に着手できている。 ●管理業務に係る事務処理効率化等の検討 予算から決算に至るまでの事務効率化を図るために、新たな経理システムの構築に着手した。 給与関係事務の効率的な実施のために、年末調整事務及び法定調書作成事務の一部外部委託について検討を開始した。 ●承継業務に係る業務実施体制の検討 承継業務に関し、債権残高の動向等を踏まえ、業務集約化に向けた課題等の整理検討を開始した。 （「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置－１」から再掲）	て、より職員の士気向上・人材育成を図るものとなるよう運用等を改善するために、外部業者によるコンサルティングを実施した。その結果を踏まえ、人事評価結果のフィードバック方法を早速改善するなど、一部改善に着手できている。 ●一層の事務処理の効率化 新たな経理システムの構築に着手した他、管理業務に係る事務処理効率化の検討を開始した。 ●業務実施体制の見直しの検討 承継業務に係る債権回収業務の課題等の整理・検討を開始した。 （「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置－１」から再掲）	
--	--	---	--	---	---	--

						<課題と対応> ・ 今後とも、業務上の必要性、職員の中長期的な人材育成等を考慮しながら、職員の士気向上及び知識技術の向上のために、計画的に研修を実施する。 ・ 平成 26 年度の人事評価制度コンサルティング結果を受けて、引き続き運用等の改善を行う。 ・ 平成 27 年度においては、職員の更なる士気向上・人材育成を図るために、人事制度全般に関するコンサルティングを実施する。	
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅳ－2		積立金の処分に関する事項							
当該項目の重要度、難易度					関連する政策評価・行政事業レビュー		平成 27 年度行政事業レビューシート 事業番号 0320		

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
		第二期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに第二期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第三期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充	前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとす	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 環境大臣の承認を受けた金額について、計画で定めたとおりの使用を行っているか。	＜主要な業務実績＞ 前中期目標期間以前に自己収入財源で取得した固定資産の減価償却等見合い 7,263 千円を取り崩した。	＜評価と根拠＞ 評価：B 前中期目標期間中に自己収入で取得した固定資産の減価償却について取崩し、適正な期間損益を計上した。 ＜課題と対応＞ 今後も固定資産の減価償却に要する費用等に充て、適切に処理する。	評価	B	＜評価に至った理由＞ 前中期目標期間以前に自己収入財源で取得した固定資産の減価償却等見合いを取崩した。 ＜今後の課題＞ 今後も固定資産の減価償却に要する費用等に充て、適切な処理をお願いしたい。 ＜その他事項＞ 特になし

		てることとする。	る。				
--	--	----------	----	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
IV－3	その他当該中期目標を達成するために必要な事項			
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビューシート	事業番号 0320

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 中期計画期間を超える債務負担の必要性	＜主要な業務実績＞ 「電話交換機等の更新及び保守業務」（契約期間：27 年 1 月～32 年 3 月）及び「経理システム再構築及び運用保守業務」（契約期間：27 年 3 月～33 年 3 月）にかかる調達について、スケールメリットやソフトウェアの償却期間等を考慮し、次期中期目標期間にわたる契約を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：B 業務の必要性やスケールメリットなど、債務負担の必要性が認められるものについて、次期中期目標期間にわたって契約を行った。 ＜課題と対応＞ 今後も、業務の必要性やスケールメリットなど、債務負担の必要性が認められるものについては、次期中期目標期間にわたって契約を行っていく。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 債務負担の必要性が認められるものについて適切に契約を行った。 ＜今後の課題＞ 次期中期目標期間にわたって契約を行う場合は、業務の必要性やスケールメリットなど、債務負担の必要性が認められる場合に行うこと。 ＜その他事項＞ 特になし	

4. その他参考情報